

介護老人保健施設アビイロードやましな (介護予防) 通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人稻門会が開設する介護老人保健施設アビイロードやましな（以下「当施設」という）において実施する（介護予防）通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 （介護予防）通所リハビリテーションは要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令第35号）」等に定める内容を遵守し、（介護予防）通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では（介護予防）通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、「自立支援」「重度化防止」を視野に利用者の心身の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在家ケアの支援に努める。

- 2 当施設では利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設では介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、地域包括ケアを推進する中、（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づき、多職種協働で「社会参加と活動」を重点化したサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要

に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 医療法人稻門会 介護老人保健施設アビイロードやましな
- (2) 開設年月日 平成18年4月1日
- (3) 所在地 京都府京都市山科区勧修寺南大日33-1
- (4) 電話番号 075-573-1117 FAX番号 075-575-4371
- (5) 管理者名 施設長 山中 祥弘
- (6) 介護保険指定番号 2654180054 号

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は次のとおりである。

＜別紙1＞参照

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者は介護老人保健施設に携わる従業者の統括管理、指導を行う。
- (2) 医師は利用者の病状及び心身の状況に応じて日常的な医学的対応とリハビリテーションの指示をする。
- (3) 薬剤師は医師の指示に基づき調剤を行い施設で保管する。
- (4) 看護職員は医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の居宅サービス計画及び(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は利用者の居宅サービス計画及び(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い市町村との連携をはかる他ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は利用者に対しリハビリテーション実施計画を作成するとともに、リハビリテーションの効果、実施方法等について評価等を行う。また、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士は利用者の栄養管理、栄養改善等の栄養状態の管理を行う。

(サービスの種類)

第7条 (介護予防) 通所リハビリテーションのサービスは以下のとおりとする。

6時間以上7時間未満サービスを基本とする。

※送迎時間除く

医療法人稻門会 介護老人保健施設アビイロードやましな

(営業日及び営業時間)

第8条 (介護予防) 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 祝祭日を含む月曜日から土曜日まで(12月30日から1月3日を除く)を営業日とする。
- (2) 営業日の午前10時00分から午後4時00分までを営業時間とする。

(利用定員)

第9条 (介護予防) 通所リハビリテーションの利用定員数は、25人とする。

(通所リハビリテーション内容)

第10条 (介護予防) 通所リハビリテーションは、医師の指示に基づいて、当該施設において、その心身の機能回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法等、その他必要なリハビリテーションマネジメント加算等や3ヶ月以上の継続利用の判断を医師が実施を検討し必要に応じて記載する。

- 2 (介護予防) 通所リハビリテーション計画に基づき入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。
- 3 (介護予防) 通所リハビリテーション計画に基づき食事を提供する。
- 4 (介護予防) 通所リハビリテーション計画に基づき居宅及び施設間の送迎(ドアツドア)を実施する。
- 5 リハビリテーション実施計画に基づき個別リハビリテーションを実施する。
- 6 第7条(1)においては、上記2、3は除く

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎範囲は東海道新幹線より以南の山科区全域・伏見区醍醐支所管内。

伏見区桃山町日向・山ノ下・安芸山・西尾(府道7号線より北の地域)。

宇治市木幡(府道242号線より西の地域)

*上記範囲以外についてはご相談ください。

(利用者負担の額)

第12条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を別に定める利用料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、日用品費、教養娯楽費、おやつ代、各種証明書発行手数料の費用等利用料を別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第13条 (介護予防) 通所リハビリテーション利用に当たって、以下の留意事項についてはお守りください(内容によっては厳しく対処する場合もございます)。

医療法人稻門会 介護老人保健施設アビイロードやましな

- ・施設利用中の食事は特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食事は第11条に利用料として規定されるものであるが、同時に施設は第9条の規定に基づき利用者的心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・喫煙は禁止する。
- ・火気の取扱いには十分注意すること。
- ・設備、備品の利用は、職員に申し出ることとする。
- ・ペットの持ち込みは禁止する。
- ・利用者の「営利行為等、宗教の勧誘等、特定の政治活動等」は禁止する。
- ・他利用者及び職員への迷惑行為（各種ハラスマント行為）は禁止する。
- ・2ヶ月以上利用されない場合、利用料の支払いを2ヶ月以上滞納し、督促されたにも関わらず、15日以内に支払われない場合

（非常災害対策）

第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）…………年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練…………年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底………隨時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（職員の服務規律）

第15条 職員は関係法令及び諸規則を守り業務上の指示に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては就業規則に従い協力して施設の秩序を維持する。

（職員の質の確保）

第16条 当施設は職員の資質向上のためにその研修の機会を確保する。

医療法人稻門会 介護老人保健施設アビイロードやましな

(職員の勤務条件)

第17条 職員の就業に関する事項は別に定める医療法人稻門会介護老人保健施設アビイロードやましなの就業規則による。

(職員の健康管理)

第18条 職員はこの施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第19条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することがないよう水回り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は毎月1回検便を行わなければならない。
- 4 定期的に鼠族、害虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第20条 施設職員に対して施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、その職員が本規定に反した場合は違約金を求めるものとする。

- 2 個人情報保護法（平成17年4月1日により施行）に則りサービスを提供します。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については施設内に掲示する。
- 3 通所リハビリテーションに関する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人稻門会の役員会において定めるものとする。
- 4 通所リハビリテーションに関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(事故発生時の対応)

第22条 当施設は利用者へ通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者のご家族に連絡を行うとともに必要な措置をとります。また市町村
医療法人稻門会 介護老人保健施設アビイロードやましな

及び担当ケアマネジャーに対して速やかに連絡します。

(サービス内容に関する苦情)

第23条 当施設の施設サービスに関するご相談・苦情及び通所リハビリテーション計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

*担当者 : 支援相談員

*電話 : 075-573-1117 (代)

2 当事業者以外に保険者である市町村の相談・苦情窓口や京都府国民健康保険団体連合会の苦情処理窓口に苦情を伝えることができます。(別紙2参照)

*京都市山科区役所 保健福祉センター健康長寿推進課

電話 : 075-592-3290

*京都市伏見区役所 保健福祉センター健康長寿推進課

電話 : 075-611-2278

*京都市伏見区役所 醍醐支所 保健福祉センター健康長寿推進課

電話 : 075-571-6471

*京都府国民健康保険団体連合会 苦情処理窓口

電話 : 075-354-9090 (代)

(虐待の防止に関する事項)

第24条 当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 当施設は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとする。

付 則

この運営規程は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規程は、平成 26 年 2 月 3 日より施行する。
この運営規程は、平成 26 年 8 月 1 日より施行する。
この運営規程は、平成 27 年 9 月 1 日より施行する。
この運営規程は、平成 27 年 11 月 1 日より施行する。
この運営規程は、平成 28 年 7 月 1 日より施行する。
この運営規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規程は、平成 30 年 8 月 1 日より施行する。
この運営規程は、平成 30 年 9 月 1 日より施行する。
この運営規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。